

議 案 第 8 号

富士見市新庁舎整備基金条例の制定について
富士見市新庁舎整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

新庁舎の整備に必要な経費の財源に充てるため、富士見市新庁舎整備基金条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市新庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 新庁舎の整備に必要な経費の財源に充てるため、富士見市新庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新庁舎の整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。